

北海道農業協同組合中央会（JA 北海道中央会）旭川支所 （稚内連絡事務所）の人材確保に向けた取組

令和3年12月21日

1 宗谷酪農PR動画

本会が事務局を担当している宗谷地区酪農ヘルパー利用組合連絡協議会において、「新・農業人フェア」等、新規就農や農業への就職を検討する方が集まるイベントでの活用を想定し、本年度PR動画を作成しました。

宗谷管内のヘルパーからの新規就農者や若いヘルパーに酪農の魅力等についてお話いただいております。

2 マイナビ農業への記事広告の掲載

宗谷地区酪農ヘルパー利用組合連絡協議会において、宗谷酪農に興味を持ってもらう人への窓口として、“マイナビ農業”ホームページへの広告記事を今年度作成しました。（別添1参照）

“マイナビ農業”とは、株式会社マイナビが開設する農業に関わる情報を多彩な切り口で発信する農業総合情報メディア。

新規就農に当たってためになる記事のほか、インターン・農業体験や農業スキルの向上につながる情報、農家のライフスタイルの紹介、さらには全国の農業情報をエリア別に掲載するなど、幅広い情報が掲載。

3 宗谷地区酪農体験ツアーの実施

宗谷地区独自の取組として、宗谷地区酪農ヘルパー利用組合連絡協議会主催で道内外の動物系大学・専門学生を対象に令和元年度に初めて企画しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により中止となりました。

その後、実施できていませんが、現状のままコロナの感染者数が落ち着いていれば、次年度は実施する予定です。

4 宗谷地区スマート農業推進協議会の立ち上げ

人手不足対策においてはスマート農業の普及が有効であると思われます。

宗谷地区におけるスマート農業の普及等を目的にこの協議会を立ち上げました。（別添2参照）本会が事務局を担当しております。立ち上がったばかりで活動内容はまだ手探りの状況ですが、今年度内に Web セミナーの開催を計画しております。

マイナビ農業TOP > 就農 > 【雄大な景色が広がる北海道の宗谷エリア】新規就農を目指す方を全力でサポートします！

PR 就農 北海道

公開日：2021年11月03日

【雄大な景色が広がる北海道の宗谷エリア】 新規就農を目指す方を全力でサポートします！

北海道で就農 新規就農 酪農 酪農ヘルパー



北海道の最北端に位置する宗谷エリアは道内有数の酪農地域。どこまでも広がる空に牧草地帯、全国の酪農家が憧れる雄大な風景が広がります。また、宗谷エリアは新規就農者をサポートする体制が整っているのも特徴のひとつ。農業協同組合に酪農ヘルパー協会、行政だけでなく、地域で働く先輩酪農家も協力的で、あなたの夢の実現を一丸となって応援してくれます。宗谷エリアで新規就農を目指しませんか。



目次

- [北海道だからこそできる「放牧型酪農」が多い宗谷エリア](#)
- [酪農ヘルパーとして経験を積んで新規就農を目指す方法も！](#)



アンケートのお願い

【アンケート】10名にオリジナルスピーカープレゼント



動画視聴後、アンケートにご協力いただいた方から抽選で10名様にBluetooth対応のオリジナルスピーカーをプレゼント。

10名様にAmazonギフト券500円分をプレゼント！



【農業者向け】アンケートにご協力いただいた方から抽選で10名様にAmazonギフト券500円分をプレゼント！



マイナビ農業をフォローしよう

フォローする

いいね！ 3.1万

マイナビ農業
会員登録

- 新規就農の悩みを地域が一丸となって解決
- 北海道の大自然の中で自分の目指す酪農を！

北海道だからこそできる 「放牧型酪農」が多い宗谷エリア



宗谷エリアの特徴はなんといっても「放牧型酪農」が多いこと。酪農が盛んな北海道においても珍しいことです。家族経営の酪農家が主流の地域なので、これから酪農を始めたいという单身者や夫婦にとっても理想的なエリアといえます。また、最近ではメガファームと呼ばれる規模を拡大した農場も増えてきました。「将来はロボット牛舎を目指したい」という酪農家も活躍できる環境です。



宗谷地区酪農ヘルパー組合連絡協議会の板垣和久会長

宗谷地区の酪農業を支え、次の世代へしっかりバトンを渡していきたいと考える板垣さん。宗谷地区酪農ヘルパー組合の会長として、地域の酪農の発展のために尽力しています。

宗谷エリアには稚内・豊富・浜頓別・中頓別・猿払・枝幸などの町があり、どの地域も日本有数の酪農地帯です。北海道らしい風景が広がりますが、どの街からも稚内空港まで1時間30分以内というアクセスの良さが魅力。道外からの移住者も帰省しやすく、暮らしやすい場所といえます。夏の最高気温も25～26度と冷涼で湿度も低いため、人はもちろん牛も快適に過ごせる気候が特徴です。冬はスキーやスノーボードなど、ウィンタースポーツをする方が多くいます。各牧場からスキー場も近いので、仕事終わりにナイターでパウダースノーを満喫するという贅沢な遊びが楽しめるのも宗谷エリアの特徴です。

宗谷エリアは酪農が基幹産業なので、まさに「牛と共に生活」する地域です。

「消費者の皆さんに美味しく安全な牛乳を提供することがモットー。その担い手として酪農産業を盛り上げてほしい」と板垣さんは話します。新規就農者をバックアップする国や各市町村ごとの制度、技術面をサポートする研修なども手厚く用意されています。

酪農ヘルパーとして経験を積んで 新規就農を目指す方法も！



酪農ヘルパー経験後に新規就農した鎌仲誠也さん

酪農家が休日や忌引き、長期休暇を確保できるよう、代わりに牛の世話をするのが、「酪農ヘルパー」という仕事です。アルバイトのような雇用形



態ではなく、しっかりとした「職業」で、農業協同組合の職員と同じ福利厚生が受けられる場合がほとんどです。

稚内市上勇知で25歳の時に新規就農の夢を叶えた鎌仲さん。放牧型酪農の牧場を経営し、3年目を迎えました。そんな鎌仲さんは酪農ヘルパーとして8年間働いた経験があるのだそう。

「酪農ヘルパーとして、さまざまな牧場で働くうちに、自分もやってみたいという気持ちが芽生えてきた」と話してくれた鎌仲さん。「農業協同組合に相談して、離農を検討していた農家を紹介してもらい、そこで1年間実習を積んだのち、牧場を引き継ぎました」。

現在は98頭の牛を、自身とスタッフの2名で飼育しており、将来的には生産を拡大していき、ロボット牛舎を運営するのが夢なんだそうです。絞った牛乳を消費者に直接届ける「牧場カフェ」の計画も視野にあると教えてくれました。

「自分が頑張った分だけ、牛がしっかり返してくれる。それが酪農のやりがいです」。

鎌仲誠也さん

⚠ セキュリティ上、このウェブサイトを開覧することができません

業務上、このウェブサイトを開覧する必要がある場合は、
総合政策部 情報統計局 情報政策課 情報基盤グループに
指定様式で申請を行ってください。

指定様式: 第11号様式 『コンテンツフィルタリング規制カテゴリ等解除
申請書』

(原則、月ごとに締切り、翌月上旬に解除。
ただし、セキュリティポリシー等で許可しない場合があります。)

このウェブサイトは現在管理者によって

新規就農の悩みを地域が一丸となって解決





結婚を機に新規就農を決意した小原佐満利さん

猿払村で新規就農した小原さんは、酪農家のもとで従業員として1年間働いたのち、酪農ヘルパーを5年経験。結婚を機に本格的に新規就農に向けて動き始めました。農業協同組合に相談したところ、すぐに役場も間に入り、離農する人と小原さんを繋いでくれ、周りの農家も親身になって助けてくれたといいます。

「酪農ヘルパーとして働いたことで、様々な農家の経営形態を知れ、牧場ごとに違う色々な道具の使い方も学べた。数多くの農場で働ける酪農ヘルパーは強みになる」と当時を振り返ります。

今後は自身が酪農ヘルパー制度を利用して、しっかり休日を取りつつ、次にやりたい人たちの研修を積極的に受け入れて、地域の酪農を支えていきたいと話します。

小原佐満利さん

⚠ セキュリティ上、このウェブサイトを開覧することができません

業務上、このウェブサイトを開覧する必要がある場合は、
総合政策部 情報統計局 情報政策課 情報基盤グループに
指定様式で申請を行ってください。

指定様式: 第11号様式『コンテンツフィルタリング規制カテゴリー等解除
申請書』
(原則、月ごとに締切り、翌月上旬に解除。
ただし、セキュリティポリシー等で許可しない場合があります。)

このウェブサイトは現在管理者によって

北海道の大自然の中で自分の目指す酪農を！





酪農ヘルパー2年目の吉原雅さん

名古屋出身の吉原さん。高校時代から農業に興味を持ち、北海道の農業系の大学に進学しました。大学卒業後、現在は猿払村で酪農ヘルパーとして働いています。

「色々な酪農家を巡り、牛の飼い方や経営スタイルを学べるのが酪農ヘルパーの魅力」と話す吉原さん。酪農ヘルパーは牧場主が不在の際に呼ばれることも多いため、留守中の牛を守るという責任感も養われます。酪農ヘルパーが「新規就農の近道」といわれるのもそんな理由からです。

将来は自身で新規就農を目指すか、既存の農家と結婚するか、方法はまだ決まっていないものの、酪農家としての人生を歩んでいくことが目標と真剣な表情を見せてくれました。

吉原雅さん

 セキュリティ上、このウェブサイトを開覧することができません

業務上、このウェブサイトを開覧する必要がある場合は、
総合政策部 情報統計局 情報政策課 情報基盤グループに
指定様式で申請を行ってください。

指定様式：第11号様式『コンテンツフィルタリング規制カテゴリー等解除
申請書』

(原則、月ごとに締切り、翌月上旬に解除。
ただし、セキュリティポリシー等で許可しない場合があります。)

このウェブサイトは現在管理者によって





酪農家と酪農ヘルパーとして、お互いを信頼し合いながら働く小原さんと吉原さん

宗谷は北海道らしい酪農ができる環境です。大自然の中で酪農家としてのスタートを切りませんか。酪農や移住が不安な方は見学や体験も可能です。まずはお気軽にご連絡ください。

宗谷エリアは酪農家の夢を全力でサポートします。

まずはお気軽にご相談ください！

【お問い合わせ先】

宗谷地区酪農ヘルパー組合連絡協議会

稚内市末広4丁目2番31号 宗谷農業会館

電話：0162-73-0578

FAX：0162-33-3877

MAIL:kentaro.michikami@chuo.ja-hokkaido.gr.jp

担当：道上（みちかみ）

[宗谷地区の酪農ヘルパー組合一覧はこちら](#)

関連キーワード

#北海道 #北海道で就農 #新規就農 #酪農 #酪農ヘルパー

シェアする



マイナビ農業 企画制作部

マイナビ農業をメイン媒体として、農業に関わる方々の「広報・宣伝活動」や「ブランディング」を支援しています。

関連記事



タイアップ企画



【タキイ研究農場 付属園芸専門学 校】入学金・授業料・寮費食費はゼロ。約7割が実習という環境で、農業の実践力を身に着ける！



吹きすさぶ寒風をシャットアウト。蒸れずに体感プラス5℃、防風インナーで作業してみ



農業って結局どうなの？持続可能な農業と作物保護について考えてみませんか



鹿児島ブランドのさつまいもを世界へ。海外からの需要が絶えない、Japapoの美味しさと安定供給の企業秘密に迫る



作物がうまく育たない。その原因、肥料のせいにしていませんか？初代葱師“寅ちゃん”が提言する「すべては技術力にあり」。その真髄に迫る！



「立梅用水」の恵みを生かした中山間地域での農業&地域課題研修に参加しませんか？【「あくとり」参加者募集中！】



不安定な時代だからこそ、契約栽培で安定した農業経営を目指しませんか。カゴメがトマトの契約農家募集



農業の全てが集まるWEBサイト「マイナビ農業」の企画営業職を募集



腐食性ガスを発生する農作物の長期保管に。冷蔵設備の耐食性を高め、故障リスクを低減する「カチオン塗装」とは



雨が降っても長く効く！かんきつのカイガラムシ対策には「トランスフォームフロアブル」

カテゴリー一覧		
新着記事	農業ニュース	生産技術
農業経営	販路・加工	酪農・畜産
農家ライフ	食育・農業体験	エンタメ
就農	ふるさと納税	

[マイナビ農業について](#) | [イベントスペース](#) | [お詫びと訂正](#) | [お問い合わせ](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [広告について](#) | [利用規約](#) | [推奨環境](#) | [導入事例](#)



株式会社マ イナビ | [会社概要](#) | [事業所案内](#) | [社会的な取り組み](#) | [採用情報](#) | [グループ会社](#) | [個人情報保護方針](#)

Copyright © Mynavi Corporation



宗谷地区スマート農業推進協議会 規約

(目的)

第1条 この協議会は、宗谷管内における酪農生産振興のため、農業協同組合並びに関係機関・団体が連携し、酪農現場におけるスマート農業の普及推進を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この協議会は、宗谷地区スマート農業推進協議会と称し、事務局を北海道農業協同組合中央会旭川支所稚内連絡事務所におく。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. スマート農業に関わる情報共有のための勉強会・現地視察
2. 生産者へ情報提供するためのセミナーの企画および開催
3. 宗谷管内における実証試験の検討
4. その他、目的の達成に必要な事業

(組織)

第4条 この協議会は、次の関係機関・団体をもって構成する。

1. 宗谷管内農業協同組合
2. 宗谷総合振興局
3. 宗谷農業改良普及センター
4. ホクレン農業協同組合連合会稚内支所
5. 北海道農業協同組合中央会旭川支所稚内連絡事務所（事務局）

【オブザーバー】
独立行政法人北海道立総合研究機構酪農試験場天北支場
北海道農政部生産振興局技術普及課酪農試験場天北支場駐在

(役員)

第5条 この協議会に会長1名、副会長1名をおき、全体会議において選任する。会長および副会長は宗谷地区農協生産事業専門委員会および宗谷管内系統購買事業推進協議会の代表者より選任する。任期は1年とし、再選を妨げない。なお、欠員補充の場合、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は全体会議とする。全体会議は会長が必要と認めたときに招集し、事業運営について協議する。次の事項は全体会議の議を経なければならない。

1. 役員を選任に関する事項
2. 協議会の規約の改廃に関する事項
3. その他会長が必要と認める事項

第7条 会議は構成員の半数以上の出席をもって成立し、議事は過半数をもって決定する。

(事業年度)

第8条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第9条 この規約に定めなき事項は、全体会議に諮り会長が決定する。

(附 則)

1. この規約は令和3年4月28日から施行する。